

松戸市ケアプランデータ連携システムライセンス料補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、介護事業所における人材の確保と、介護現場の負担軽減や職場環境の改善等による生産性の向上を支援するため、予算の範囲内において、この要綱に基づき松戸市ケアプランデータ連携システムライセンス料補助金（以下補助金という）を交付する。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、介護事業所等を運営する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 松戸市内において、別表1に掲げるサービスを提供する介護施設等であること。
- （2） 申請を行う日の属する年度に、介護サービスの提供に係る給付実績があり申請日以降も継続する予定であること。
- （3） この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について、重複して、他の制度による補助金の交付を受けていない、又は受けようとしていないこと。
- （4） 市長に対し介護施設等を運営する法人の市民税及び事業所税に係る申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行い、かつ、本市の市税を滞納していないこと。
- （5） 代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与している者が松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第3条 補助対象経費は、補助対象者が導入するケアプランデータ連携システム（公益社団法人国民健康保険中央会が作成したものをいう。）のライセンス料とし、その他の導入に必要な経費は、対象としない。

2 補助対象経費は、第5条第1項の規定により申請を行う日の属する年度に

利用開始(更新)したものとする。ただし、当該年度の2月14日までに申し込みが完了しているものに限る。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1ライセンスあたり21,000円とする。

2 補助金の交付は、同一年度内において1補助対象者につき1回とする。ただし、複数のライセンスを導入する場合はその限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、松戸市ケアプランデータ連携システムライセンス料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)及びケアプランデータ連携による活用促進モデル地域づくり事業業務改善計画様式を市長に提出しなければならない。

(交付の決定・通知)

第6条 市長は、第5条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは松戸市ケアプランデータ連携システムライセンス料補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による交付決定をした場合には、30日以内に申請者の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月18日から施行し、同年4月1日から適用す

る。